

## 提案書評価基準

### 1 基本的な評価事項

受託者の決定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を受託候補者とします。

### 2 評価点

提案書及びヒアリングの内容を評価し、評価点を与えます。

評価委員一人あたりの評価点の満点は400点とし、各評価委員の評価において基準点240点を満たした者のうち合計得点の高い者を受託候補者とします。

なお、基準点を満たしていても、評価表(1)及び(3)から(6)の項目に1つでも0点があった場合は、失格とします。

### 3 評価点の最も高い者が2以上あるときの対応

評価表(4)ア・イ・ウ、(5)ア・ウの合計点で順位を決定します。ただし、(4)ア・イ・ウ、(5)ア・ウの合計点が同点の場合は、くじ引きにより順位を決定します。

### 4 評価方法

(1) 評価表の各評価項目に配分する得点は次のとおりです。

評価項目（大項目）	配点
基本事項	30
業務経験・業務実績	40
運営施設・設備要件	50
要員体制	80
品質管理	110
危機管理体制	80
ワーク・ライフ・バランスに関する取組	10
合計	400

(2) 採点方法

ア 各評価項目についてA、B、C、D、Eの5段階評価を行います。

イ 評価は各項目10点満点とし、A=10点、B=7点、C=5点、D=3点、E=0点とします。

例えば、(1)において配点 20 点の項目の場合

評価が A であれば評価点は  $20 \times 10 / 10 = 20$  点

評価が B であれば評価点は  $20 \times 7 / 10 = 14$  点

評価が C であれば評価点は  $20 \times 5 / 10 = 10$  点

評価が D であれば評価点は  $20 \times 3 / 10 = 6$  点

評価が E であれば評価点は  $20 \times 0 / 10 = 0$  点